

# 旭川市議会業務継続計画 (旭川市議会BCP)

令和3年（2021年）2月

旭川市議会

## 目 次

1	議会における業務継続計画（BCP）策定の必要性と目的	1
2	災害時における議会及び議員の行動方針	2
	（1）議会としての役割	
	（2）議員としての役割	
3	災害時における市（執行機関）と議会の関係	3
4	議会BCPの発動基準及び対象とする災害等	4
	（1）議会BCPの発動基準	
	（2）議会BCPが対象とする災害等について	
5	議会BCP発動の決定	5
	（1）発動の決定	
	（2）発動の周知	
6	旭川市議会災害対策会議の設置（議会業務の継続について調整する）	6
7	議会災害対策会議などの指揮・命令系統	8
8	災害発生時における議会及び議員の行動	9
	（1）業務継続（安否確認）体制の構築	
	（2）議会事務局の体制	
	（3）議員の体制及び基本的行動	
9	議員の参集基準	15
	（1）参集の手段	
	（2）参集時の服装及び携行品	
10	感染症流行時における議会業務継続の体制及び基本的な行動	16
	（1）感染症に関わる対応と動向	
	（2）新型コロナウイルス感染症などの感染症に関わる業務継続の体制及び行動基準	
11	情報の的確な収集・伝達・共有	20
	（1）地域の災害情報の収集など	
	（2）議員による基本的な情報収集事項	
12	審議を継続するための環境の整理	22
	（1）庁舎の建物・設備	
	（2）通信手段	
	（3）備蓄品（災害時の参集に備え）	
13	議員の派遣の手続	23
14	議会BCP発動の解除及び議会災害対策会議の廃止	24
	（1）発動の解除	
	（2）解除の周知	
15	計画の運用	24
	（1）議会の防災訓練	
	（2）ハンドブックの作成	
16	議会BCPの見直し・更新	24
様式第1号	旭川市議会議員安否確認票	25
様式第2号	旭川市議会議員安否確認カード	26
資料1	旭川市議会災害対策会議設置要綱	27
資料2	旭川市議会における新型コロナウイルス感染症に係る対応方針	29

## 1 議会における業務継続計画（BCP）策定の必要性と目的

平成23年3月に発生した東日本大震災や大規模自然災害を契機として、議会における業務継続計画（BCP）を策定する動きが増えつつあり、令和元年7月の姫路市議会事務局の調査では、全国に58市ある中核市のうち34市（58.6%）の議会が指針、マニュアル等を含むBCPの策定を既に行っているという状況が示されている。

平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震では、最大震度7が観測されるなど、北海道全体が大規模停電（ブラックアウト）になるという想定外の事態も起きている。また、これまでの記録的な大雨の影響により、本市においても河川の氾濫等が複数回にわたり発生しているところである。

さらに、新型コロナウイルスによる感染症の拡大や対応策などについても引き続き注視する必要があり、将来にも予想される新型インフルエンザ等の感染症流行時においても多様な市民ニーズを捉えた議会対応が求められると考える。

このような感染症流行の経験や激甚化する災害及び近年の異常気象等も踏まえながら、今後も予測が困難な「大規模災害等」に対する備えとして、議会においても、議会機能の維持や機能低下を可能な限り抑制し、その責務を継続して果たすことができるよう、独自にBCPを策定することが必要である。

旭川市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）は、大規模な災害等で被災した状況下での議会及び議員の役割及び行動方針を明らかにすることにより、有事の際であっても早急な議会機能の回復を図り、二元代表制の趣旨にのっとり議事・議決機関、住民代表機関としての機能や役割を発揮するとともに、市民生活の復旧・復興に向けて迅速な意思決定を果たすことを目的とする。

\*BCP：Business Continuity Plan（事業継続計画）の略

## 2 災害時における議会及び議員の行動方針

### (1) 議会としての役割

議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映するなどの重要な役割を担っている。

したがって、議会は、大規模な災害、新型インフルエンザ等の感染症の流行等が発生し、議会機能が一時停止した非常時においても、定足数に足る有効な議決ができる会議を開催できるよう、早急に平常時の機能を回復させる必要がある。そのために、様々な災害などを想定し、これに対応する体制を整えておかなければならない。

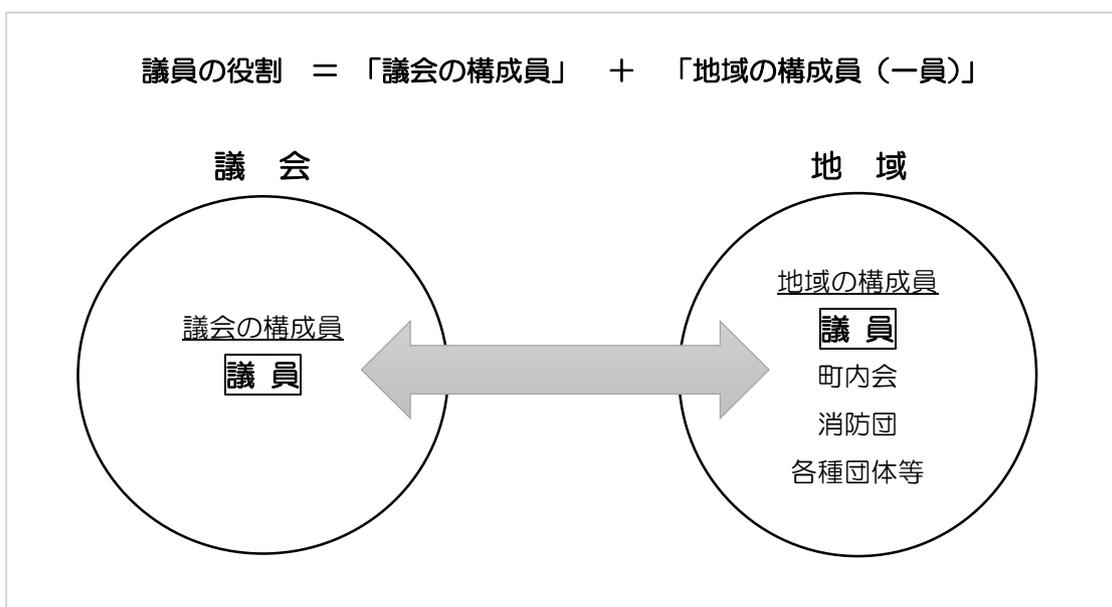
加えて、災害の復旧・復興時や、感染症の流行拡大の状況下においても、住民代表機関として大きな責務と役割を担うものである。

### (2) 議員としての役割

議員は、合議制機関である議会の構成員として、非常時においても会議に出席できる態勢を整え、議会が果たすべき役割を達成できるように努めることが基本である。

一方で、災害発生時（非常時）には、特にその初期や感染症の流行拡大の状況に応じて、地域住民の一員として非常事態に即応する役割も求められるのも事実である。

議員は、議会機能を維持するという根幹的な使命を十分に認識する中で、地域活動などに積極的に従事する役割も同時に担うものである。

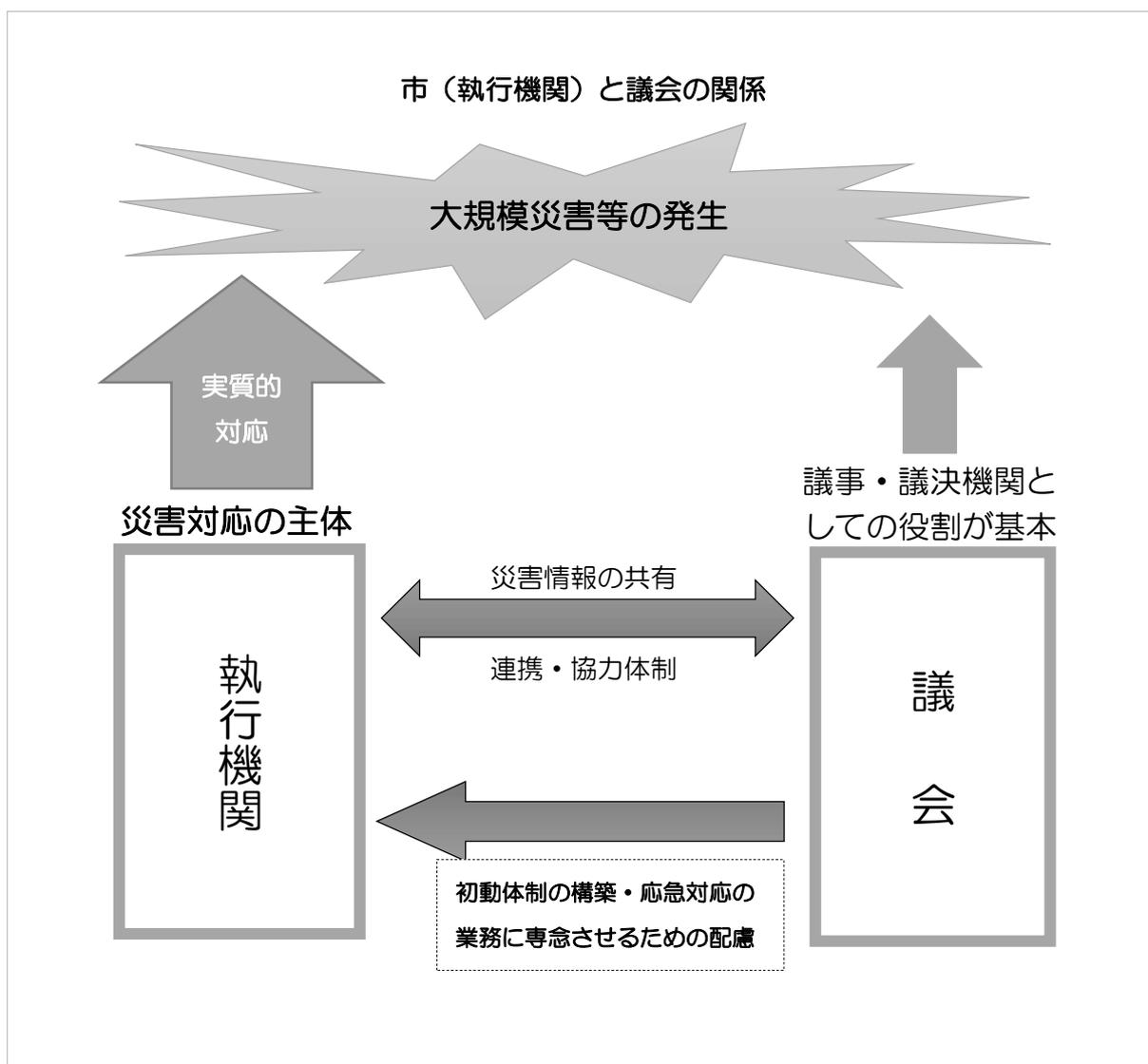


### 3 災害時における市（執行機関）と議会の関係

災害時（非常時）において、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは、市災害対策本部及び防災安全部を始めとする行政の関係機関であり、議会は主体的な役割を果たすわけではない。

議会は、議事・議決機関としての役割を担っており、その範囲内で災害に対応することが基本となる。このことを踏まえ、特に大規模な災害の初期においては、執行機関では職員が情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員個人からの問合せや要請などの行動は、その状況と緊急性等を見極め、市職員が初動体制の構築や応急対応の業務に専念できるよう可能な限り配慮が必要である。

一方で、議会が自らの役割である監視機能と審議・議決機能を適正に実行するためには、正確な情報を早期に収集しチェックすることが必要である。そのため議会と執行機関は、それぞれの役割を踏まえて災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え、災害対応に当たる必要がある。



## 4 議会BCPの発動基準及び対象とする災害等

### (1) 議会BCPの発動基準

議会BCPの発動基準は、次のとおりとする。

ア 市（執行機関）の災害対策本部等が設置されたとき

イ その他議長が必要と認めたとき

### (2) 議会BCPが対象とする災害等について

災害等の種別	災害等の内容	市災害対策本部
地震	・震度5弱以上の地震	設置
風水雪害	・台風、暴風、豪雨、洪水、土砂、大雪災害などで局地的又は広範囲な災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合	設置
感染症	・治療法、予防法及びワクチンが確立されていない感染症で、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合	設置
その他	・上記のほか、大規模火災などの大規模な事故、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合	設置

※ 議会BCPが対象とする災害等は、上記のとおりとする。災害時において議会が果たすべき役割や行動とは、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、市の危機管理基本指針の各カテゴリーにおける対策本部が設置される災害基準をおおむね準用するものである。

## 5 議会BCP発動の決定

### (1) 発動の決定

ア 発動は，議長が決定する。

イ 議長が発動の決定を行うことが困難な場合は，次に定める代理者が行う。

順位	代理者
1	副議長
2	会派の構成員数が第1会派の代表者
3	会派の構成員数が第2会派の代表者

### (2) 発動の周知

議会BCPを発動した場合には，発動した旨を議員及び市に通知するとともに，旭川市議会ホームページ等を通じて市民に対しても広く周知する。

## 6 旭川市議会災害対策会議の設置（議会業務の継続について調整する）

議会は、災害時（非常時）において、災害初期から議会機能を的確に維持するため、市の災害対策本部等の設置後、議会BCPの発動の状況に応じて、速やかに旭川市議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）を設置し、災害対応に当たるものとする。議会災害対策会議は、議長、副議長、各会派の代表者で構成し、議会としての業務継続と市災害対策本部との情報共有を始め、災害対応や災害対策等における意思決定を行うに当たっての「事前調整・協議」の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。

### 【議会災害対策会議の構成員及び主な任務】

構成員 (役職)	議長 (委員長)	副議長 (副委員長)	各会派の会長又は代表者 (委員)	議会事務局職員 (事務局)
主な任務	議会災害対策会議を設置し、会議の事務を統括する。	議長(委員長)を補佐し、議長が欠けた場合には、その職務を代理する。	議長(委員長)の指示の下、次の任務に当たる。 ○議会災害対策会議の運営に関すること ○議員の安否に関すること ○議員の参集に関すること ○本会議、委員会の開催に関すること ○本会議、委員会の協議事項などに関すること ○災害情報の収集などに関すること ○市の災害対策本部等との連携に関すること ○その他災害対応に必要と考えられること	議会災害対策会議の運営及び事務に関係する業務を補助する。

【議会災害対策会議の設置・廃止の時期等】

災害等の種別		設置，廃止の時期	設置場所	委員の参集時間	会議運営
地震		市の災害対策本部の設置又は廃止の状況を踏まえて，速やかに設置又は廃止の判断を行う。	議会棟 (第2委員会室又は第1応接室)	事務局から参集場所等の連絡を受けた後，自身と家族の安全を確保し，速やかに参集する。	会議の進行は，議長(委員長)が行う。協議事項は，議長が決定する。
風水雪害	全域	同上	同上	同上	同上
	局地	同上	同上	同上	同上
感染症		市の新型インフルエンザ等感染症対策本部の設置又は廃止の状況を踏まえて，速やかに設置又は廃止の判断を行う。	同上	同上	同上
その他		市の災害対策本部等の設置又は廃止の状況を踏まえて，速やかに設置又は廃止の判断を行う。	同上	同上	同上

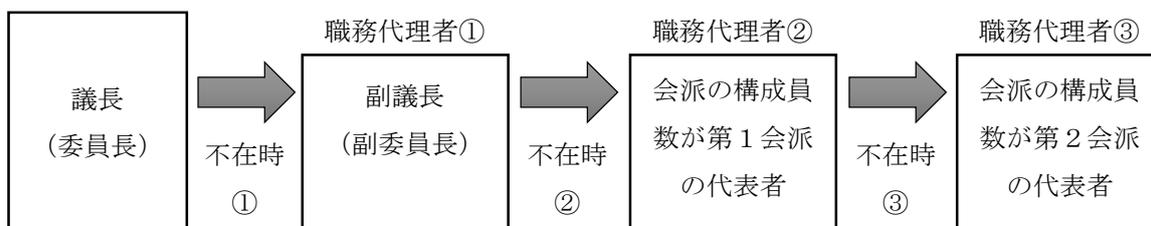
※ 議会事務局は，議会災害対策会議の運営及び事務に係る業務の補助を行うものとする。また，議会災害対策会議の議員の参集方法，服装，携行品は，議員の参集基準（P15）と同様とする。

※ 無所属議員については，会議の協議事項によっては，議長（委員長）の判断に基づき委員外議員として出席を求めることができる。

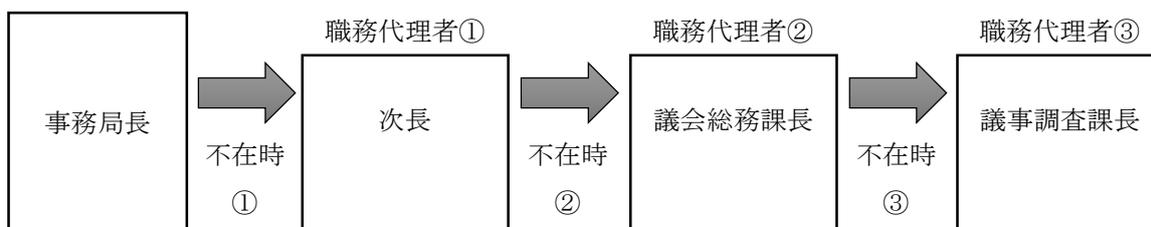
## 7 議会災害対策会議などの指揮・命令系統

議会災害対策会議と議会事務局においては、議長（委員長）と事務局長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。

### ・議会災害対策会議 議長（委員長）不在時の代理者



### ・事務局長が不在時の代理者



※ 旭川市議会災害対策会議設置要綱（別紙資料1）を参照。

## 8 災害発生時における議会及び議員の行動

### (1) 業務継続（安否確認）体制の構築

災害時（非常時）においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する「議員」の安全確保とその安否確認がスタートになる。このスタートを迅速かつ的確に行うことが、議会の機能維持にとっても優先される作業であり、組織として安否確認を中心とした業務継続体制を構築する必要がある。

また、この体制は議会と議会事務局の双方において構築し、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

### (2) 議会事務局の体制

市において、地域防災計画に基づく災害対策本部等が設置された場合には、議会事務局の職員は、通常業務に優先して速やかに災害時（非常時）対応の業務に当たるものとする。

#### ア 発災時の対応

##### (ア) 平日・勤務時間内 8：45～17：15（本会議又は委員会等が開催中）の場合

会議等開催中の場合は、次の行動を基本として初動対応する。

- ① 自身の安全確保を行う。
- ② 議長又は委員長の指示に基づき、議員及び傍聴者を避難誘導する。  
被災者がいる場合は、救出・支援に努める。
- ③ 家族の安否確認を行う。
- ④ 議員の安否確認を行う（登庁している議員→登庁していない議員の順）。
- ⑤ 議会災害対策会議の設置・運営等の非常時優先業務に当たる。

##### (イ) 平日・勤務時間内 8：45～17：15（本会議又は委員会等が未開催）の場合

会議等が開催されていない平日日中の場合は、次の行動を基本として初動対応する。

- ① 自身の安全確保を行う。
- ② 登庁している議員及び市民の避難誘導，安否確認を行う。
- ③ 家族の安否確認を行う。
- ④ 登庁していない議員の安否確認を行う。
- ⑤ 議会災害対策会議の設置・運営等の非常時優先業務に当たる。

##### (ウ) 平日夜間・休日の場合

平日夜間又は休日の場合は、次の行動を基本として初動対応する。

- ① 自身と家族の安全を確保し、住居の被害状況を確認する。
- ② 身近に被災者がいる場合は、その救出・支援に努める。
- ③ 自身の安否を議会事務局に報告する。
- ④ 議会事務局に参集する。
- ⑤ 事務局職員及び議員の安否確認を行う。
- ⑥ 議会災害対策会議の設置・運営等の非常時優先業務に当たる。

#### イ 議会事務局職員の非常時優先業務

● 来庁者の避難誘導，被災者の救出・支援
● 職員の安否確認
● 議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保
● 議会事務局の電話，パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認
● 議員の安否確認
● 議会災害対策会議の設置及び準備
● 市の災害対策本部等との連絡体制の確保
● 災害関係情報の収集及び整理並びに議員への発信
● 電気，水道などインフラの確認
● 議場，委員会室などの建物の被災状況の確認と会議場所の確保・調整
● 議場，委員会室のカメラ・マイク・録音機器等の稼働状況の確認
● 報道対応など

※ 非常時優先業務について、実施の必要性、実施順序等の判断は、発生した災害の種類や規模、発生時刻等の状況に合わせて適宜行うものとする。

## ウ 事務局職員の参集基準

### 【議会事務局職員の参集基準（災害発生時）】

災害等の種別		参集時間	参集方法（手段）	服 装	携行品
地震 (震度5弱以上)		災害情報を確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえた上で、安全を最優先に考え、必要かつ最適な交通手段で参集	作業着等を基本に、ヘルメット(帽子)、防災靴(長靴、運動靴)を着用するなど、自身の安全を確保できる服装(冬季は防寒対策を行う)	携帯電話、タブレット端末、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、タオル、着替など
風水雪害 (台風・暴風・豪雨・洪水・土砂・大雪災害)	全域	あらかじめ必要な災害情報の収集が可能であり、参集態勢が確保できることから、参集に必要な情報確認後、速やかに参集	公共交通機関が利用できないことを想定し、災害場所や道路状況のほか、気象状況等を踏まえた上で、安全を最優先に考え、必要かつ最適な交通手段で参集	同 上	同 上
	局地	同 上	同 上	同 上	同 上
その他		災害情報を確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	安全を最優先に考え、必要かつ最適な交通手段で参集	同 上	同 上

※ 参集時間や参集方法については、おおむね災害時職員行動マニュアルを準用する。

- ・原則として徒歩、自転車、オートバイ等適切な手段により参集する。
- ・参集途上、被災者の救助活動が必要となった場合には、当該救助活動を優先する。この場合、直ちに議会事務局に報告する。
- ・地震の影響により幹線道路が通行止めとなった場合、また、洪水等（河川の氾濫・堤防の決壊）で渡河できない場合などで、う回による参集も困難な場合は、議会事務局に状況を報告するとともに、二次災害防止のため指示を仰ぐこと。
- ・参集途上、参集に支障のない可能な範囲で災害情報を収集する。

## エ 議員の安否確認方法

### (ア) 議会事務局の情報通信端末が使用できる場合

議会事務局のパソコンなどから議員の携帯メール・PCアドレス等に一斉送信，返信のない場合は，議会事務局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお，議長及び副議長については，携帯メール・PCアドレス等への送信に加えて，電話により直接安否を確認する。

### (イ) 議会事務局の情報通信端末が使用できない場合

議会事務局職員の携帯メールなどから議員の携帯メール・PCアドレス等に一斉送信，返信のない場合は，議会事務局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお，議長及び副議長については，携帯メール・PCアドレス等への送信に加えて，電話により直接安否を確認する。

### (ウ) 議会事務局及び議会事務局職員の情報通信端末が全て使用できない場合

通信環境の回復を待ち，復旧後，災害の状況に応じ，連絡方法はメールのみならず SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス），災害用伝言板（web171）を活用するなど，臨機応変に対応する。

## オ 安否確認事項

旭川市議会議員安否確認票（別紙様式第1号）に基づき，次の内容を確認し，内容を記録する。

- ・ 議員とその家族の安否状況
- ・ 議員の所在地
- ・ 議員の居宅の被害状況
- ・ 議員の参集の可否と参集が可能な時期
- ・ 議員の連絡先（家族などの連絡先）
- ・ 地域の被災状況

※ 登庁している議員の安否確認は，旭川市議会議員安否確認カード（別紙様式第2号）を活用する。

### (3) 議員の体制及び基本的行動

議員は、災害時には速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で以下の活動を行うものとする。なお、議員としての立場（非代替性）を踏まえて、活動に当たらなければならない。そのため、消防団及び自主防災組織などの活動については、議員の災害時（非常時）における議会での役割や職務の重要性等について、日常から所属する当該組織・団体に理解を求めておく必要がある。

#### ア 発災時における議員の体制

- ・議会災害対策会議又は議会事務局からの参集指示・連絡があるまでは、地域の一人として市民の安全確保と応急対応など地域における活動に必要なに応じて従事する。
- ・地域活動などを通して、市が拾いきれない地域の災害情報などの収集を心掛ける。
- ・議会災害対策会議からの参集指示に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保しておく。
- ・議会災害対策会議の構成員となる議員は、当該会議が設置された場合には、上記にかかわらず当該会議の出席を最優先する。

#### イ 本会議の正副議長の発災時の対応

(ア) 会議開催中の場合は、次の行動を基本として初動対応する。

- ① 自身の安全を確保する。  
※ 開催中の会議について、休憩又は延会を宣告する。
- ② 議員、理事者及び傍聴者の避難誘導を事務局に指示する。
- ③ 避難誘導に従い避難する。被災者がいる場合は、救出・支援に努める。
- ④ 家族の安否確認を行う。
- ⑤ 議会災害対策会議の設置及び参集の要否を決定する。

#### ウ 委員会の正副委員長の発災時の対応

(ア) 会議開催中の場合は、次の行動を基本として初動対応する。

- ① 自身の安全を確保する。  
※ 開催中の会議について、休憩又は延会を宣告する。
- ② 議員、理事者及び傍聴者の避難誘導を事務局に指示する。
- ③ 避難誘導に従い避難する。被災者がいる場合は、救出や支援に努める。

- ④ 家族の安否確認などを行う。
- ⑤ 議会災害対策会議等からの今後の対応について指示があるまで、安全を確保しながら議会で待機する。

## エ 議員（正副議長・委員長以外）の発災時の対応

（ア）会議等開催中の場合は、次の行動を基本として初動対応する。

- ① 自身の安全を確保する。
- ② 議長の指示に従い避難する。被災者がいる場合は、救出・支援に努める。
- ③ 家族の安否確認などを行う。
- ④ 議会災害対策会議等からの今後の対応について指示があるまで、安全を確保しながら議会で待機する。

## オ 会議等開催時間以外の場合

（ア）会議等開催時間以外の場合は、次の行動を基本として初動対応する。

- ① 自身と家族の安否及び安全を確保し、住居の被害状況について確認を行う。
- ② 身近に被災者がいる場合は、その救出や支援などに努める。
- ③ 正副議長は議会事務局と連絡を取り合い、参集場所を決定し参集する。
- ④ 正副議長は議会災害対策会議の設置及び参集の要否を決定する。

## カ 議員が市内にいない時に災害が発生した場合

議員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で家族の安否確認を行うとともに、市内に戻る手段についての検討を開始する。

議会災害対策会議の構成員となる議員は、議会事務局へ安否の報告を行うとともに、可能な限り参集し議会災害対策会議の任務に当たる。その他の議員は、自ら議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を常時確保し、速やかに市内に戻り、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

## 9 議員の参集基準

議員は、議会災害対策会議又は議会事務局から指示・連絡があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害等により参集できない場合には、それらへの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、その旨を事務局へ報告するとともに、常に連絡が取れる体制を確保しておくものとする。

### (1) 参集の手段

参集の手段は、原則として徒歩・自転車・オートバイによるものとする。(災害時職員行動マニュアルを準用)

ただし、安全かつ迅速に参集する観点から、被害状況、気象状況、参集距離によっては自家用車の使用を認めるが、二次災害防止のためにも慎重な判断を行うこと。

### (2) 参集時の服装及び携行品

参集時の服装は、作業服、防災服等可能な限り運動可能な服とする。参集時の携行品については、携帯電話を始め、防災用品や飲料水、食料、衣類など、数日間（3日間程度）は帰宅できないことも想定し、必要と思われるものを可能な範囲で持参する。

#### 【服装及び携行品の例】

服装	携行品
作業服、防災服（動きやすい服）	着替えの服
運動靴又は長靴	食料、飲料水
軍手（複数組）	携帯電話等通信機器・充電器
雨具	携帯用モバイルバッテリー
防寒着（秋・冬）	現金
	筆記用具
	懐中電灯
	運転免許証
	携帯ラジオ
	保険証
	使い捨てカイロ
	その他必要と思われるもの

## 10 感染症流行時における議会業務継続の体制及び基本的な行動

### (1) 感染症に関わる対応と動向

現在，国内において感染者が発生し，その感染が広がり続けている新型コロナウイルス感染症においては，治療薬やワクチンの開発並びに供給及び接種が進まなければ，終息するとは考えにくく，今後も，再度の感染拡大や一定抑制を繰り返すことになると思われる。

また，旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画で対象としている（新たな）新型インフルエンザ等感染の発生・拡大の可能性も否定できない状況である。

こうした状況下において，新型コロナウイルス感染症では，北海道における警戒ステージの設定による注意喚起等が行われている。（次ページの表参照）

さらに，旭川市議会では，新型コロナウイルス感染症に係る対応方針が策定され，議会はその方針を踏まえた行動が求められる。なお，令和2年9月23日から当該方針を適用し，市において対応の終結に関する何らかの意思決定があった場合など，そのまんえんが終息するまでを適用期間としている。

このような対応方針等を踏まえながら，非常事態の備えとして，新たな感染症流行も想定した議会の業務継続について，基本的な体制及び行動基準を示すことが求められる。

※ 感染症流行時の議会業務継続を検討するための参考資料

#### 【旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画で示される感染症の発生段階】

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが，全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態  各都道府県においては，以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが，全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）

国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> <li>・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</li> <li>・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）</li> </ul> <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	<p>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</p>

【北海道による5段階の警戒ステージの指標】

警戒ステージの指標（移行等の目安）			1	2	3	4	5
医療提供体制等の負荷	病床の逼迫の状況	病床全体	—	150床	250床	350床	900床
		うち重症者用病床	—	15床	25床	35床	90床
	療養者数	—	増加	増加	796人 (10万人あたり15人)	1,327人 (10万人あたり25人)	
監視体制	PCR検査陽性率	—	増加	増加	10%	10%	
感染状況	新規報告数	—	107人/週 (10万人あたり2.0人/週)	133人/週 (10万人あたり2.5人/週)	796人/週 (10万人あたり15人/週)	1,327人/週 (10万人あたり25人/週)	
	直近一週間と先週一週間の比較	—	増加	増加	増加	増加	
	感染経路不明割合	—	50%	50%	50%	50%	

※各指標に掲げた数値を超える場合に次のステージへ移行することを原則とし、感染者の発生状況等を踏まえ、総合的に判断する

※ 感染症の発生段階及びステージが進むとともに、医療提供体制等への負担が大きくなり、感染防止のため市民の外出自粛や行動制限が行なわれることとなる。

その結果、市（執行機関）による感染防止対策の強化を始め、医療機関や事業者等への各種支援策が強く求められ、議会は関連する補正予算などの様々な意思決定を遅滞なく行うことが重要な責務となる。

## （２）新型コロナウイルス感染症などの感染症に関わる業務継続の体制及び行動基準

### ア 基本的な考え方

非常時（国内感染期や地域感染期又は深刻な警戒ステージ）においても、議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の感染防止が重要となる。議員及びその家族の感染防止策や健康観察を的確に行うことは、議会の機能維持にとって非常に重要であり、組織として感染防止を中心とした業務継続体制を構築する必要がある。また、この体制は、議会と議会事務局の双方において構築し、必要に応じて時差出勤や執務室等の換気を効果的に行うなど、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

### イ 業務継続の体制及び行動基準

旭川市議会における新型コロナウイルス感染症に係る対応方針では、新型コロナウイルス感染症に関して、その感染拡大が懸念される中であっても、市民生活の安心・安全を守るため、議会機能を低下させることなく本会議や委員会等必要な会議を遅滞なく執り行い、市政における意思決定機関としての責務を果たしていくことを対応の基本とする。やむを得ずその活動に制限を加えた場合においても、速やかな回復に努めると示されており、市内での感染が拡大した際の対応や議会内での感染者発生時の対応等についても明確となっている。

したがって、当面の間、新型コロナウイルス感染症などの感染症に係る議会の体制及び行動基準については、旭川市議会における新型コロナウイルス感染症に係る対応方針を準用することとする。

※ 旭川市議会における新型コロナウイルス感染症に係る対応方針（別紙資料２）を参照。

## ウ 議会災害対策会議の設置

国及び道による緊急事態宣言の発出や、北海道独自の警戒ステージ又は市（執行機関）の新型インフルエンザ等感染症対策本部の設置状況等を考慮し、議会BCPによる議会災害対策会議設置の要否について判断する。

## エ 議会事務局職員の非常時優先業務

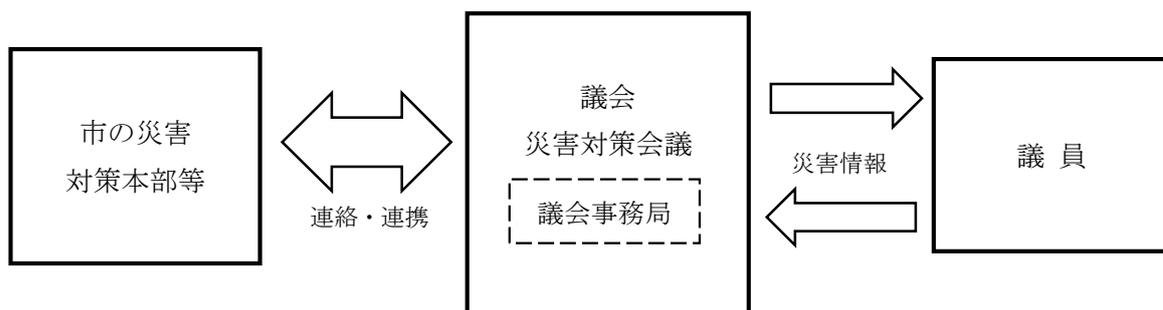
- 来庁者の氏名及び連絡先の確認（必要に応じて検温）
- 職員の健康観察（必要に応じて検温）
- 議会事務局の執務場所の確保及び感染予防対策
- 議員の健康観察（必要に応じて検温）
- 議会災害対策会議の設置及び準備
- オンライン会議の検討及び環境の設定（Zoom・Skype など）
- 市の危機対策本部等との連絡体制の確保
- 議員からの要望等の取りまとめ体制の確保
- 感染関係情報の収集及び整理並びに議員への発信
- 議場、委員会室等の会議場所の確保（外部会場の検討を含む）

## 11 情報の的確な収集・伝達・共有

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は、災害対応に当たる市の職員や関係機関から市の災害対策本部に集積されることから、議会は当該本部を通して情報を得ることが効率的である。

一方で、より地域の実情に詳しい議員には、地域から詳細な災害情報などが寄せられることも事実であり、議員個人が得る情報も有益で市の災害情報を補完するものとなる。

これらのことから、災害情報を的確に把握し、災害対応に当たるためには、それぞれの情報を効率的に共有することが重要となる。そのためには、市の災害対策本部と、議会災害対策会議において、組織的な連絡・連携対策を確立しておく必要がある。



※ 市の災害対策本部に、議会事務局からは事務局長が参加する。

※ 議員の情報提供・収集などは、緊急時などを除き可能な限り、議会事務局を窓口として行うものとする。

### (1) 地域の災害情報の収集など

議員は、市の把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は議会災害対策会議からの参集の指示があるまでは、一市民として、地域での救助活動などに協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集及び把握に可能な限り努めるものとする。

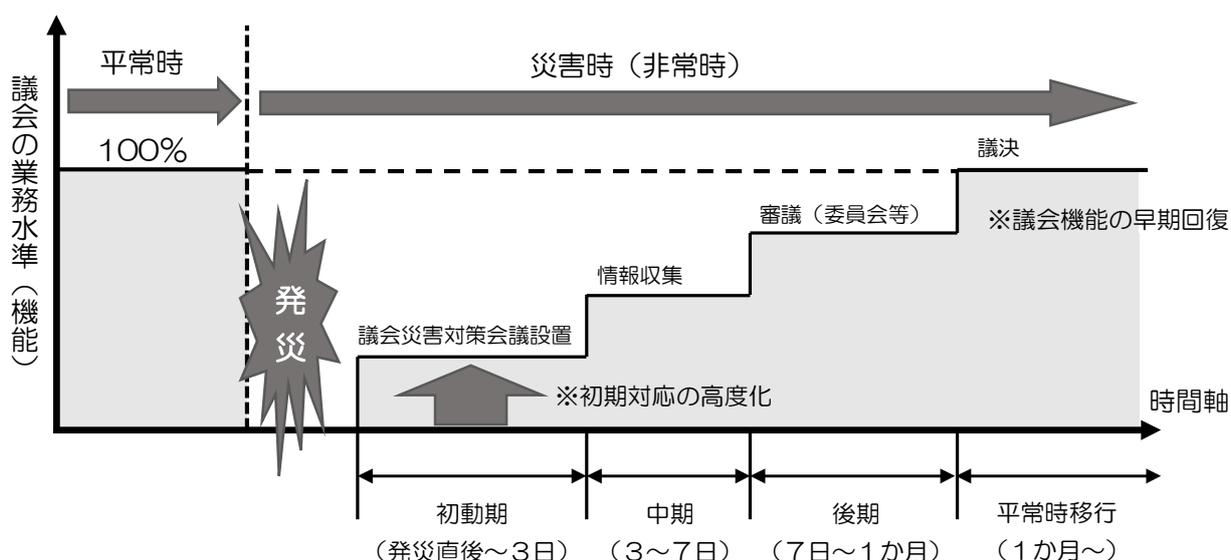
議員が収集する災害情報は、市が把握しきれていない情報を補完するなど非常に有益ではあるが、一方でその情報の混乱と錯そうによって、結果的に市の迅速な災害対応の支障になるおそれもあることから、そのような事態を避けるとともに、災害情報の整理・分析の効率化につなげるため、あらかじめ情報収集事項を整理しておくことは重要である。

なお、災害情報の収集においては、市民への情報のフィードバックや議会災害対策会議及び議員間での情報の共有化を図るため、議員個人のスマートフォンやタブレット端末などのカメラ機能を有効に活用するものとする。

(2) 議員による基本的な情報収集事項

・災害の発生状況（場所・日時）
・災害による被災状況（死傷者・住家）
・応急対策状況
・市民の避難状況
・市民要望

【議会BCPによる業務改善のイメージ（一例）】



1 初動期 （発生直後～3日）	<u>議会災害対策会議の設置</u> 安否確認、情報収集。 対策会議に参集するまでは、“一市民”（地区担当議員）として、 地域活動などに従事する。
2 中期 （3～7日）	<u>災害情報の収集・把握・共有</u> 対策会議の指示に基づき参集し、議員活動に専念する。
3 後期 （7日～1か月）	<u>議会機能を早期復旧</u> 本会議・委員会を開催し、復旧・復興予算などを審議する。
4 平常時移行 （1か月～）	<u>平常時の議会組織体制へ</u> 復興計画などについて、議会として審議する。

## 12 審議を継続するための環境の整理

大規模災害の発生によって本庁舎等の施設や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには、必要となる施設等の現状と課題を踏まえ、必要な環境の確保に向けた措置（対応）が必要である。

### （１）庁舎の建物・設備

議会事務局、議場、委員会室などがある旭川市総合庁舎は、昭和33年に建築されており新耐震基準を満たす建物ではなく、建物本体及び給排水・空調設備等の設備の老朽化が課題となっていることから、大規模な地震においては、建物の全部又は一部に被害が発生するとともに、設備機能が停止するおそれが高い。

現在、令和5年11月の供用開始を予定し新庁舎建設が進められているところではあるが、総合庁舎が使用できなくなることも前提に、新耐震基準を満たす施設・場所を代替施設として確保することが必要である。例えば、本会議や委員会を開催できる機能を備えた施設・場所として、防災協定を視野に市内のホテルなども考えられるところであるが、賃借料等の課題を有しており、議会単独での措置は現実的ではない。

そのようなことから、まずは新耐震基準を満たす施設として、第二庁舎を代替施設（議会事務局の参集場所、議会災害対策会議の設置場所）として使用することについて、更には、庁舎近隣の公共施設である市民文化会館、公会堂のホールや多目的室、旭川市総合防災センター等の使用（会議の開催場所）について、市と事前に協議する必要がある。

### （２）通信手段

災害等が発生した場合には、安否確認のため電話が集中しふくそう状態となることが予想される。その際、電話事業者による通信制限や回線の遮断が実施されるなど、固定電話、携帯電話ともにつながりにくくなることが、既に国内の災害時に経験されている。

よって、本市議会における災害時の通信手段は、電子メールを最優先で使用するものとし、返信がない場合は、以下の順で連絡を試みることにする。

なお、電子メールにより連絡をする場合においては、受信されるまでに時間がかかる場合も考えられるため、混乱が生じないように、メール本文には送信日時を記載することとする。

※ 熊本地震の際は、「LINE（ライン）電話」などのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による通信が有効であったことが報告されている。

#### 【通信手段の優先順】

- 1 電子メール（携帯及び自宅）
- 2 電話（携帯及び自宅）
- 3 LINE 電話又はメッセージ送信
- 4 災害用伝言板（web171）

#### （3）備蓄品（災害時の参集に備え）

総務省消防庁の「防災マニュアル」によれば、災害に対する備えとして最低3日程度を目安とした食料・飲料などの備蓄が必要とされている。一方、旭川市備蓄計画では、被災した市民を対象に食料で1日分を目標値として備蓄を進めている状況となっている。

災害の種別や規模等によっては、議員と議会事務局職員は、数日間議会に滞在し、継続的に業務に従事することが想定されるが、市の備蓄計画の実態を踏まえて、必要な備蓄品（水、食料、簡易トイレ（緊急トイレパックなど）、毛布、衛生用品等）を各自で計画的に準備しておく必要がある。

※ 旭川市備蓄計画では公的備蓄のほか、市民備蓄を推進し積極的な広報と啓発を行っている。

## 13 議員の派遣の手続

議長は、議会災害対策会議を設置したときは、その構成員となる議員の活動について公務災害補償等の対応を適切に行うため、速やかに旭川市議会会議規則（昭和38年議会規則第1号）第119条に規定する議員の派遣の手続を行うものとする。ただし、公務性は活動の内容により判断されるため、議員においては二次災害が起こらないように十分に留意し、安全第一で行動する。

## 14 議会BCP発動の解除及び議会災害対策会議の廃止

### (1) 発動の解除

議長又はその代理者は、議会の機能が十分に回復し、平常の議会運営が可能と判断するときは、議会BCPの発動を解除する。

また、議会BCPの発動の解除をもって、議会災害対策会議は廃止とする。

### (2) 解除の周知

議会BCPの発動を解除した場合には、解除した旨を議員及び市に通知するとともに、旭川市議会ホームページ等を通じて市民に広く周知する。

## 15 計画の運用

### (1) 議会の防災訓練

議会BCPの策定を踏まえ、災害時における議会と議会事務局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、より実効性のあるものとするため、併せて災害に対する危機意識を高める観点からも、議員と議会事務局職員を対象とした防災及び減災並びに危機管理に関する研修会又は訓練を毎年1回は実施することが必要である。

### (2) ハンドブックの作成

議会BCPについて、迅速な対応に備えるため、必要となる組織体制や主な流れをまとめた携帯ハンドブックを作成するものとする。

## 16 議会BCPの見直し・更新

議会BCPは、適宜継続的に見直しを行うことで、計画の精度を高めていくものとする。なお、本計画の見直し及び更新は、議会運営委員会で行うものとする。

旭川市議会議員安否確認票

確認日時	月日		議員氏名	
	時間			議員住所
確認者名				

安否状況	議員本人	被災	有 ⇒ 重体 重症 軽症 その他( )
			無
	家族	被災	有 ⇒ 配偶者 子ども( ) その他( )
			無

所在地	市内	⇒ 自宅 自宅外( )
	市外	⇒ 場所( )

居宅の状況	被害	有 ⇒ 全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 その他( )
		無

参集の可否	可 否	参集可能な時期	

連絡先	(議員との連絡が取れない場合は家族の連絡先を記入)
地域の被災状況	
その他	(特記事項があれば記入)

連絡先 旭川市議会事務局 E-mail : gikai\_somu@city.asahikawa.lg.jp  
 TEL : 0166-25-6380 FAX : 0166-24-7810

(表)

〇〇 〇〇議員	提出日時	月	日	時	分
<b>旭川市議会議員安否確認カード</b>					
① 自身の被災の有無 有・無 有の場合⇒重体 重症 軽症 その他 ( )					
② 家族の被災の有無 有・無・未確認 有の場合⇒配偶者 子ども その他 ( )					
③ 居宅の被害の有無 有・無・未確認 有の場合⇒全壊 半壊 一部損壊 その他 ( )					

(裏)

<b>旭川市議会議員安否確認カードの使用について</b>	
議員自身が、登庁時に議会BCPの対象災害が発生した際に記入 ください。記入後は議会事務局職員に渡してください。	
表面のほか、特記事項があれば記入ください。	

## 資料 1

### 旭川市議会災害対策会議設置要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第2条 旭川市議会議長（以下「議長」という。）は、次に掲げる場合に災害対策会議を設置することができる。

- (1) 旭川市災害対策本部又は旭川市危機管理基本方針における危機対策本部（以下「市本部」という。）が設置されたとき。
- (2) その他議長が必要と認めたとき。

2 議長は、災害対策会議を設置したときは、その旨を市長に通知する。

#### (所掌事務)

第3条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否確認及び連絡調整を行うこと。
- (2) 議員からの災害情報を収集・整理し、市本部に情報提供すること。
- (3) 市本部から災害情報を収集し、議員に情報提供すること。
- (4) 市本部と連携・協力し、国、北海道等に対して要望活動を行うこと。
- (5) その他議長が必要と認める事項に関すること。

#### (組織)

第4条 災害対策会議は、議長、副議長及び会派の代表者で組織し、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、議長をもって充て、災害対策会議を代表し、事務を統括する。

3 副委員長は、副議長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長ともに事故あるとき又は欠けたときは、別表に定める代理者がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 災害対策会議の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の議員の出席を求めることができる。

#### (庶務)

第6条 災害対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。

(廃止)

第7条 委員長は、災害対策会議の設置目的を達成したと認めるときは、これを廃止する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、災害対策会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

別表

優先順位	代理者
第1位	会派の構成員数が第1会派の代表者
第2位	会派の構成員数が第2会派の代表者

## 資料 2

### 旭川市議会における新型コロナウイルス感染症に係る対応方針

令和 2 年 9 月 23 日制定

令和 4 年 9 月 13 日改正

令和 5 年 4 月 25 日改正

#### 1 本方針について

##### (1) 趣旨

本方針は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症に係る旭川市議会の対応を定めるものとする。

##### (2) 感染症に係る対応の基本的な姿勢

旭川市議会は、新型コロナウイルス感染症に関して、その感染拡大が懸念される中であつても、市民生活の安心・安全を守るため、議会機能を低下させることなく本会議や委員会等必要な会議を遅滞なく執り行い、市政における意思決定機関としての責務を果たしていくことを対応の基本とする。

やむを得ずその活動に制限を加えた場合においても、速やかな回復に努めるものとする。

#### 2 平常時の感染防止対策について

##### (1) 一般の対応

ア 議会棟各所に消毒液を配置し、来庁者への手指消毒を促すほか、議員及び職員（事務局職員をいう。以下同じ。）の手洗いや咳エチケットなど基本的な感染症対策を励行する。

イ 会議室や執務室等、議会棟内の定期的な換気を行う。

ウ 議場、委員会室、応接室、議員控室等の机、イス、テーブルなどの共用部分をウイルス除去効果のある洗剤等で定期的に清掃する。

エ 議員及び職員は健康管理に留意し、発熱や咳など風邪の症状が見られる場合は、登庁を自粛する。

オ 次の場合には登庁しないものとし、医療機関の受診や保健所への相談など適切な対応をとるとともに、事務局へ報告する。

(ア) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の症状がある場合

(イ) 基礎疾患があるなど重篤化しやすい状況で、発熱や咳などの症状がある場合

(ウ) 上記以外で発熱や咳など風邪の症状が続く場合

##### (2) 会議開催時の対応

ア 会議室入室前に消毒液による手指の消毒又は手洗いをする。

イ 飛沫拡散防止のためのマスク等の着用は自己判断に委ねることを基本とする

ウ 会議においては、密接・密集を避けるため、出席人数や座席間隔に配慮した運営を行う。

エ 会議開会前、休憩時等に換気を行う。

##### (3) 傍聴者への対応

ア 手洗いや咳エチケットの励行をチラシ等の掲示により啓発するとともに、入場の際は消毒液の使用（又は手洗い）を呼びかける。

イ 傍聴席での密接を避けるため、座席間隔を空けて着席するよう促し、本会議の傍聴において多人数となることが見込まれる場合は、委員会室での中継ほか他の視聴方法も案内する。

### 3 市内での感染が拡大した際の対応について

- (1) 市内でクラスターが発生するなど、感染拡大が顕著になった段階で、次の対応をとるものとする。
  - ア ウイルス除去のための清掃の頻度を上げる。
  - イ 会議における座席間隔の確保や会議運営上支障のない範囲での出席者の制限をより積極的に検討する。
  - ウ 急を要さない会議の延期等を検討する。
  - エ 傍聴者の人数制限など傍聴の取扱いを検討する。

### 4 議会内での感染者発生時の対応について

- (1) 議員又は職員が感染した場合
  - ア 感染した者は、速やかに事務局へ報告する。
  - イ 事務局は、感染者の発生を議長へ報告する。
  - ウ 事務局は、感染者の症状発生日や濃厚接触者などの必要な情報を把握し、保健所の方針に沿った対応を行う。また、各会派及び無所属議員並びに職員に周知し、各自の健康状態を確認する。
  - エ 事務局は、登庁が可能な者と自粛すべき者を把握の上、業務継続の可否や範囲、会議開催の可否や要否等を整理する。
  - オ エに基づき、議会運営に著しく支障が生じると判断された場合、議長は、議会機能の継続方針について各会派等と協議を行い決定する。

これを変更する場合も、同様の手続を経るものとする。
  - ※方針決定に当たり確認すべきポイント（例）
    - ・感染者、濃厚接触者の範囲
    - ・議会業務継続の可否、継続できる範囲
    - ・執務室、会派控室等の使用の可否、議会棟（全部又は一部）の閉鎖の要否、消毒作業の要否
    - ・会議開催の可否、要否
    - ・復旧計画
  - カ 感染者の発生が議会の招集後又は会期中であった場合、会議の実施について必要に応じて議会運営委員会等で協議する。
  - キ 感染者の発生状況や議会機能の継続方針について市民に広く告知することが必要と判断される場合は報道機関に公表する。公表方法や内容については市長部局（総務部）や保健所と協議することとし、主に次の事項を公表する。
    - (ア) 感染に関する事項
      - ・職業（議員又は職員の別）
      - ・年代
      - ・性別
      - ・議会活動状況（出席会議等）

※本人の同意が得られる場合は、氏名及び所属会派名（議員のみ）
  - (イ) 議会機能の継続方針
- (2) 議員又は職員の家族が感染した場合  
感染者及び濃厚接触者の状況について事務局で調査の上、「(1) 議員又は職員が感染した場合」に準じて必要な対応をとる。
- (3) 濃厚接触者となった場合  
保健所の指示に沿って登庁を自粛する。

(4) 感染が疑われる場合

(1)から(3)以外の場合において、自身の感染が疑われる場合には、登庁の自粛や検査の実施について、自身で判断する。

## 5 感染発生後の対応について

(1) 個人の対応（感染者・濃厚接触者）

新型コロナウイルスに感染した者又は濃厚接触者となった者については、保健所等が定める療養期間又は自宅待機期間が終了した翌日から登庁を認めるものとする。

(2) 議会全体の対応

ア 感染が議員及び職員に広範囲に拡大した場合の議会棟の消毒期間

感染が議員及び職員に広範囲に拡大したことが確認された場合、議会棟の消毒のため必要に応じ議会棟の全部又は一部を一時的に閉鎖する。

イ 議会棟閉鎖時の解除までの期間

感染が議員及び職員に広範囲に拡大し議会棟を閉鎖した場合の解除までの期間は、感染の状況、保健所の指導等を踏まえ、議長が判断する。

## 6 その他

新型コロナウイルス感染症に係る対応において、この方針に定めのない事項については、議長が決定する。

## 7 適用期間

(1) この方針は、令和2年9月23日から適用し、市において対応の終結に関する何らかの意思決定があった場合などそのまんえんが終息するまでを適用期間とする。

(2) この方針は、令和4年9月13日から適用し、市において対応の終結に関する何らかの意思決定があった場合などそのまんえんが終息するまでを適用期間とする。

(3) この方針は、令和5年4月25日から適用し、市において対応の終結に関する何らかの意思決定があった場合などそのまんえんが終息するまでを適用期間とする。